鉄道事故等報告規則及び運輸安全委員会設置法施行規則の一部を改正する省令

（鉄道事故等報告規則の一部改正）

第一条　鉄道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの

（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

第二条　運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「掲げる事故」の下に「（同項第二号に掲げる事故にあっては、作業中の除雪車に係るものを除く。）」を加え、同条第二号ロ中「もの」の下に「（死亡者を生じたものに限る。）」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの

第一条第三号中「第三条第一項第四号から第七号」を「第三条第一項第二号及び第四号から第七号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同令第一条に規定する事故に関する報告について適用する。

○国土交通省令第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。